

回覧印	代表者	管 理 者

適正化事業課だより (第152号)

令和6年10月7日
(公社)熊本県トラック協会
適正化事業課

行政処分等の基準が厳しくなります！

国土交通省より、令和6年9月19日付け【国自貨第341号の2「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について】により、行政処分等の基準が改正されましたのでお知らせいたします。

なお、令和6年10月1日から施行となりますので、会員事業者の皆様におかれましては、改正内容をご確認の上、これまで以上に安全運行・法令遵守に努めていただきますようお願いいたします。

1. 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反（酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施）

初違反	再違反
100 日車	200 日車

2. 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反（酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施）

初違反	再違反
100 日車	200 日車

3. 勤務時間等告示の遵守違反

改正後

	初違反	再違反
未遵守計5件以下	警告（変更なし）	10日車（変更なし）
未遵守計6件以上	未遵守1件あたり2日車	未遵守1件あたり4日車

4. 点呼の未実施

改正後

	初違反	再違反
未遵守計19件以下	警告（変更なし）	10日車（変更なし）
未遵守計20件以上	未遵守1件あたり1日車	未遵守1件あたり2日車

○詳細につきましては、国土交通省ホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal_k107.pdf